

株券等に関する業務規程等を廃止する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

次に掲げる業務規程は、廃止する。

- (1) 株券等に関する業務規程(平成 14 年 6 月 17 日通知)(以下「旧規程」という。)
- (2) 上場投資信託受益権に関する業務規程(平成 19 年 8 月 10 日通知)

附 則

- 1 この規則は、株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)附則第 1 条本文に規定する同法施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 旧規程第 1 章、第 19 条、第 19 条の 2、第 20 条、第 23 条の 2、第 23 条の 3 及び第 112 条並びに旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する旧規程第 74 条第 1 項及び第 2 項並びに旧規程第 75 条第 1 項の規定は、保管振替業が終了するまでの間、なおその効力を有する。
- 3 旧規程第 24 条第 6 項及び第 7 項並びに旧規程第 26 条(これらの規定を旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する参加者口座簿に係る取扱い並びに旧規程第 30 条第 5 項及び第 6 項並びに旧規程第 32 条に規定する顧客口座簿に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧規程第 27 条(旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)に規定する参加者口座簿の写しの交付請求については、株式等の振替に関する業務規程の定めるところによる。
- 5 旧規程第 33 条(旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する顧客口座簿の写しの交付請求については、なお従前の例による。
- 6 旧規程第 36 条第 5 項に規定する偽造株券に係る参加者から機構への通知については、保管振替業が終了するまでの間、なお従前の例による。
- 7 施行日前に預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第 171 条第 1 項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第 185 条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があった場合の、旧規程第 40 条(旧規程第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)の規定によるその新たに交付された株式に係る手続については、なお従前の例による。
- 8 旧規程第 57 条第 2 項から第 4 項までに規定する機構が施行日前に預託株券につき機構を株主として名義書換請求をした場合における会社から機構への通知については、保管振替業が終了するまでの間、なお従前の例による。
- 9 施行日後初めて到来する営業日における旧規程第 59 条(旧規程第 88 条、第 98

- 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)の規定による口座残高の通知については、なお従前の例による。
- 10 旧規程第 61 条から第 65 条(これらの規定を旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)までに規定する機構及び参加者が行う預託株券の不足の補てんについては、なお従前の例による。
 - 11 施行日前に旧規程第 81 条各号の事由が生じた銘柄に係る旧規程第 81 条(旧規程第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する実質株主の報告、旧規程第 82 条に規定する実質株主の通知及び旧規程第 83 条に規定する実質株主の氏名及び住所等の通知の方法については、なお従前の例による。
 - 12 施行日前に実質株主による株主の権利の行使があるときにおける旧規程第 85 条に規定する実質株主でなくなった旨等の通知については、なお従前の例による。
 - 13 旧規程第 86 条(旧規程第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)の規定による実質株主の申出に関する帳簿の取扱いについては、なお従前の例による。
 - 14 施行日前の預託株券、預託新株予約権付社債券、預託投資証券、預託優先出資証券に係る旧規程第 111 条に規定する手数料については、なお従前の例による。
 - 15 旧規程第 114 条に規定する機構の参加者に対する免責の適用については、なお従前の例による。
 - 16 旧規程附則第 3 項から第 10 項までの規定の適用については、なお従前の例による。
 - 17 旧規程の平成 20 年 1 月 4 日改正附則第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。なお、この場合においては、同附則第 3 項中「上場投資信託受益権に関する業務規程」とあるのは「株式等の振替に関する業務規程」とする。
 - 18 施行日前の上場投資信託受益権に係る上場投資信託受益権に関する業務規程第 46 条に規定する手数料については、なお従前の例による。
 - 19 機構は、この附則に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。